

## 参考資料

ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期  
におけるユニバーサルサービス制度の在り方

## ユニバーサルサービスの基本的要件

- (1) **国民生活に不可欠なサービス**であるという特性 (essentiality)
- (2) **誰もが利用可能な料金で利用できる**という特性 (affordability)
- (3) **地域間格差なくどこでも利用可能**であるという特性 (availability)

## 基礎的電気通信役務の提供(電気通信事業法第7条)

基礎的電気通信役務(**国民生活に不可欠**であるため**あまねく日本全国における提供が確保されるべきもの**として総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その**適切、公平かつ安定的な提供**に努めなければならない。

# 「基礎的電気通信役務」に係る制度の概要

	基礎的電気通信役務提供事業者に係る規制	ユニバーサルサービス基金制度
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>約款(料金・提供条件)の事前届出義務 (法第19条、施行規則第15条～第16条)</li> <li>約款の公表義務 (法第23条、施行規則第22条の2)</li> <li>契約約款遵守義務(相対契約の禁止) (法第19条、施行規則第17条)</li> <li>役務の提供義務 (法第25条)</li> <li>会計整理義務 (法第24条、会計規則(全て))</li> <li>電気通信設備の基準 (法第41条、第42条、施行規則第27条の2～第27条の5、設備規則第38条～第54条)</li> </ul>	<p>&lt;適格電気通信事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施行規則で定める業務区域の基準(加入電話は世帯数の100/100、第一種公衆電話は1km<sup>2</sup>に1台以上)に従い、基礎的電気通信役務を提供する義務を負う。 (法第7条、第108条、施行規則第14条、第40条の3～第40条の7)</li> <li>提供コストの一部の補てんとして交付金を受け取る。 (法第109条、算定等規則第6条～第7条、第11条～第21条)</li> </ul> <p>&lt;接続電気通信事業者(負担事業者)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用する電気通信番号数に応じて負担金を支払う義務を負う。 (法第110条、算定等規則第8条、第23条～第25条、報告規則第9条)</li> </ul> <p>&lt;基礎的電気通信役務支援機関&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交付金、負担金を算定し、徴収及び交付等の事務を行う。 (法第106条～第107条、第109条～第116条、施行規則第40条の8、算定等規則(上記以外全て))</li> </ul>
対象事業者	NTT東日本 NTT西日本 KDDI ソフトバンクテレコム テクノロジーネットワークス	<p>&lt;適格電気通信事業者&gt; NTT東日本、NTT西日本</p> <p>&lt;負担事業者&gt; 電気通信番号を総務省から付与され、適格電気通信事業者と接続等し、前年度の事業収益が10億円の事業者(30社) (NTTドコモ、KDDI、NTT東日本、NTT西日本、ソフトバンクモバイル等)</p> <p>&lt;基礎的電気通信役務支援機関&gt; (社)電気通信事業者協会</p>

## <基礎的電気通信役務の種別>



(電気通信事業法施行規則) 第14条第1号イ、ロ



第14条第2号イ、ロ



119番

第14条第1号ハ、第2号ハ



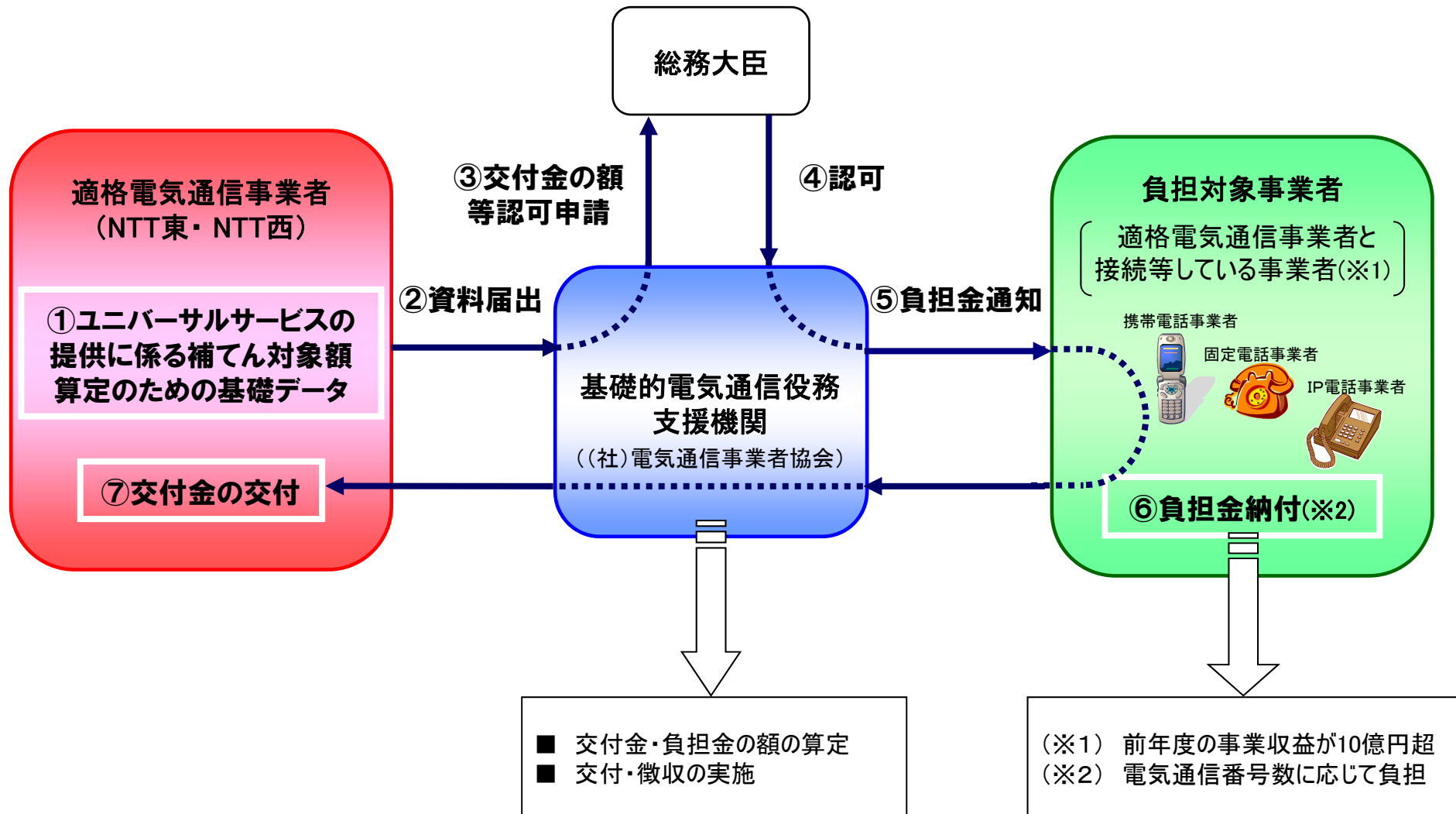
110番



118番

法: 電気通信事業法  
 施行規則: 電気通信事業法施行規則  
 会計規則: 電気通信事業会計規則  
 算定等規則: 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則  
 報告規則: 電気通信事業報告規則  
 設備規則: 事業用電気通信設備規則

適格電気通信事業者のユニバーサルサービス提供設備と接続等により受益している他の電気通信事業者も  
応分のコスト負担を行う仕組み = 電気通信事業者同士で負担する制度



# 補てん対象額／番号単価の推移〔平成18～21年度認可分〕

(単位:百万円)

	平成18年度認可分 ＜制度稼働初年度＞		平成19年度認可分 ＜制度稼働2年度目＞		平成20年度認可分 ＜制度稼働3年度目＞		平成21年度認可分 ＜制度稼働4年度目＞	
	NTT東西合計	番号単価 (H19.4から適用)	NTT東西合計	番号単価 (H20.4から適用)	NTT東西合計	番号単価 (H21.5から適用)	NTT東西合計	番号単価 (H22.5から適用)
加入電話	12,011	7円 ／月・番号	9,243	6円 ／月・番号	13,787	8円 ／月・番号	14,493	8円 ／月・番号
第一種 公衆電話	3,081		4,242		4,189		4,259	
緊急通報	86		75		63		62	
合計	15,178		13,561		18,040		18,814	

## 2 「光の道」の実現に向けた移行期におけるユニバーサルサービス制度の見直し等

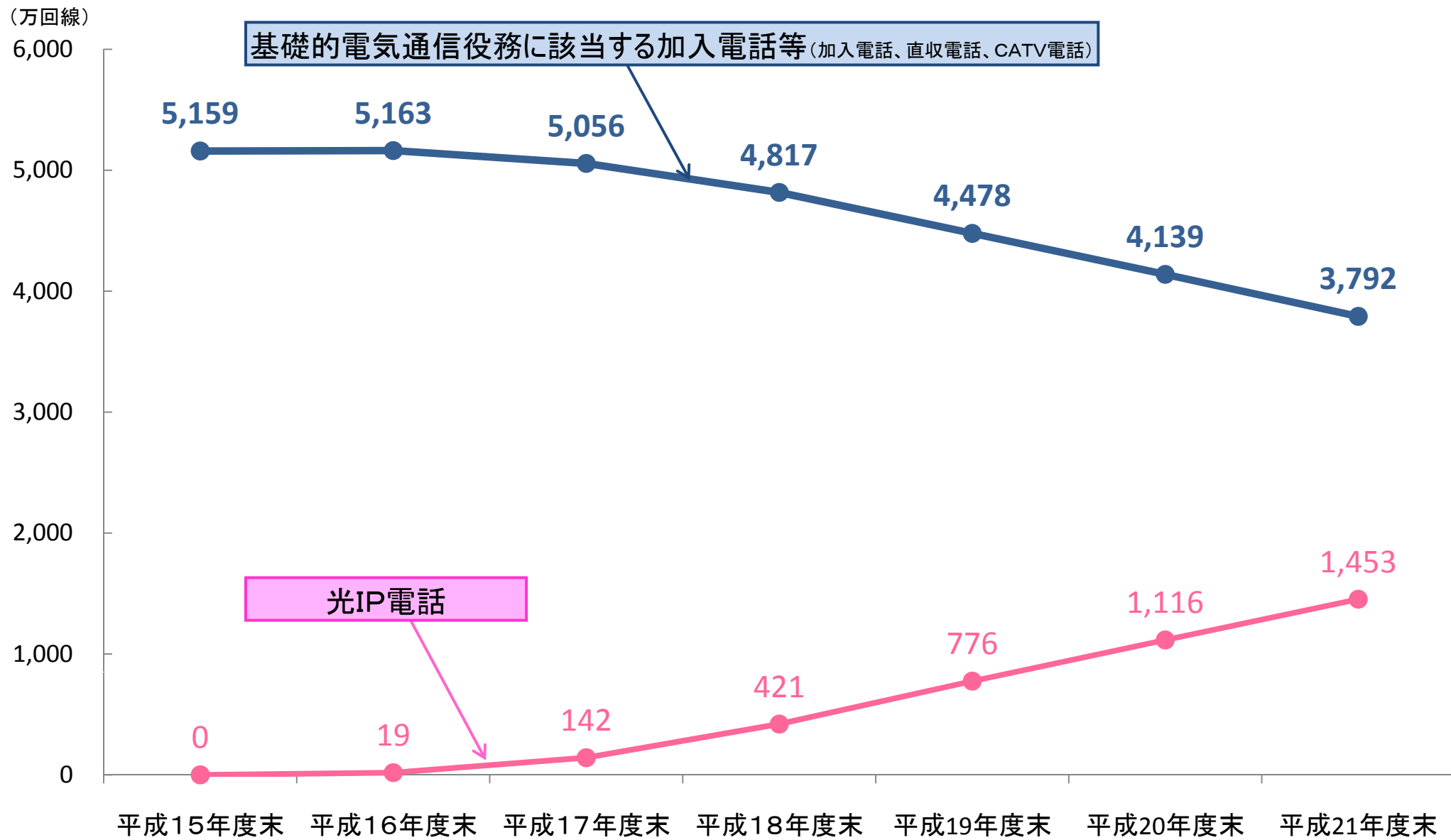
### (1) 光IP電話の扱い

加入電話をユニバーサルサービスとする現行制度のもとでは、FTTHの公設民営地域等において、加入電話と同程度の料金水準の「光IP電話」が提供されている場合においても、当該地域において、NTT東西は引き続き、加入電話の提供を維持することが必要となる。

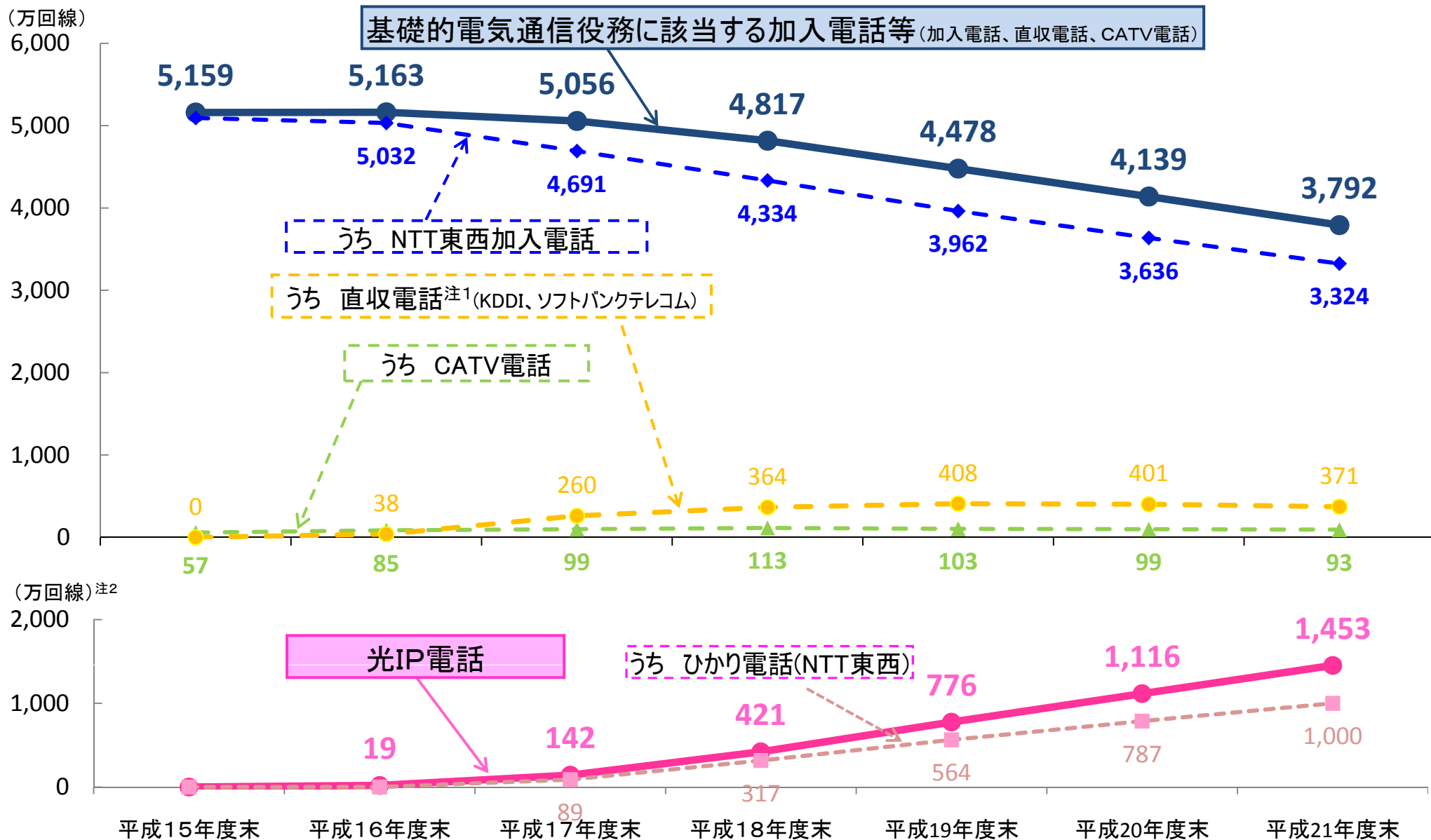
上記1(2)で述べたように、ブロードバンド世帯利用率が100%に満たない現時点において、直ちに「ブロードバンドアクセス」をユニバーサルサービスとして扱うことは適当ではないが、早期に「光の道」を実現するためには、メタルの加入電話の提供義務が「光の道」の中心的技術となる光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが必要となる。

したがって、メタルアクセスから光アクセスへのマイグレーションを加速化するためには、ユニバーサルサービスの対象を「加入電話」又は「加入電話と同程度の料金水準の光IP電話」と変更することにより、NTT東西に自由度を付与し、二重投資を回避できるようにすることが適当と考えられる。この変更により、具体的には、加入電話と同程度の料金水準の光IP電話の提供地域では、宅地開発の際のメタルの整備の回避、将来的なメタル撤去の準備等が可能となり、光ファイバの整備を促進することが期待される。

# 光IP電話等の回線数の推移

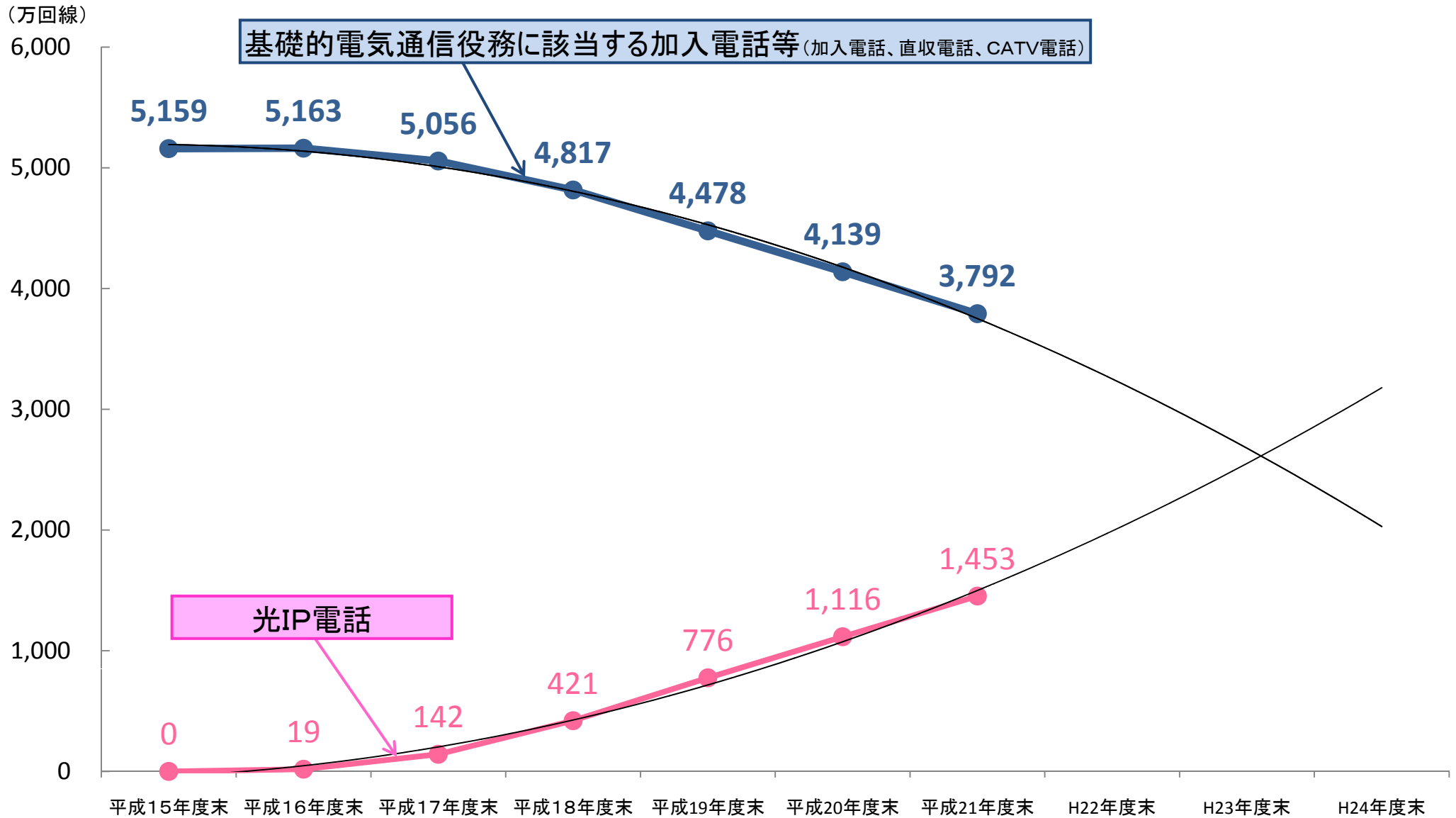


# 光IP電話等の回線数の推移(内訳)



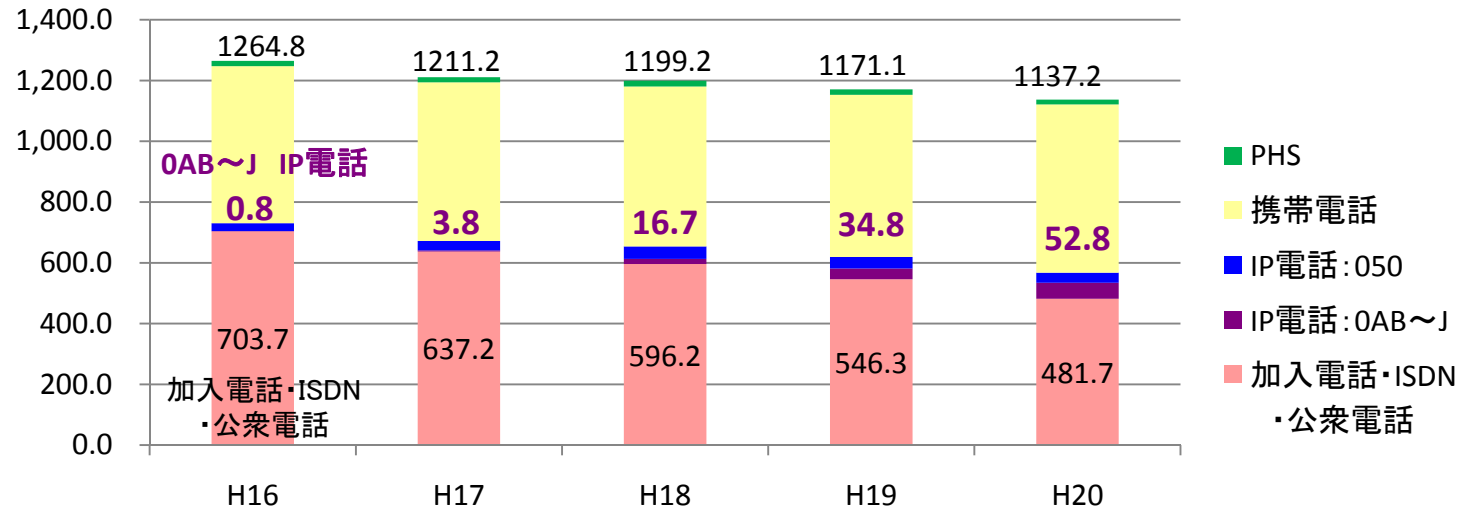


# 光IP電話等の回線数の今後の予測



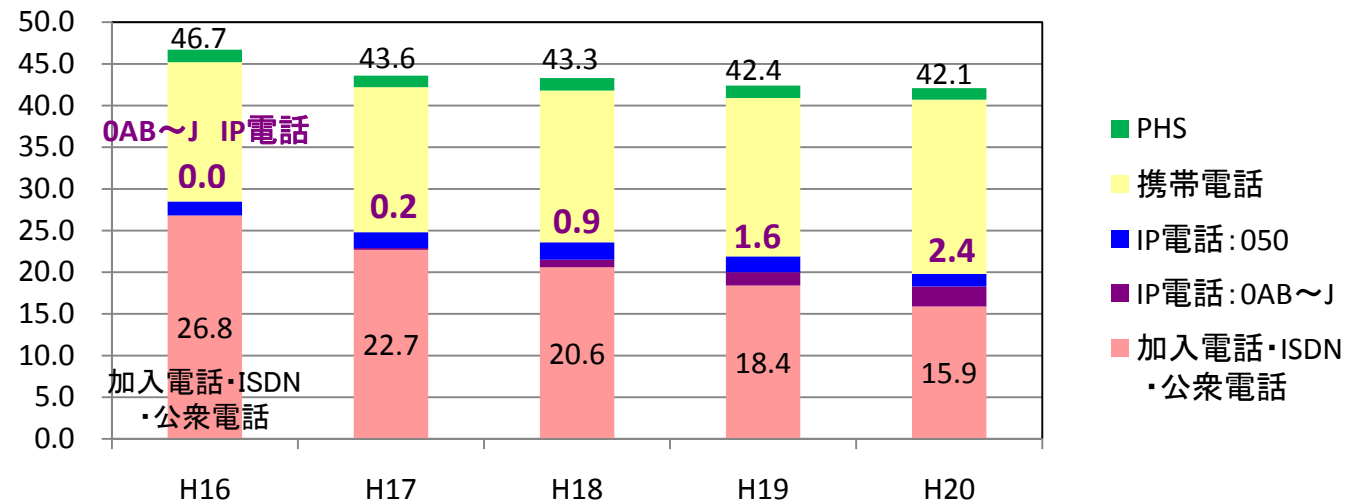
## <通信回数の推移>

(単位:億回)



## <通信時間の推移>

(単位:億時間)



# 光IP電話と加入電話との比較

	加入電話 (NTT東西)	光IP電話		
		FTTHサービスとの バンドル(マンション) (NTT東日本 ひかり電話)	FTTHサービスとの バンドル(戸建て) (NTT東日本 ひかり電話)	FTTHサービスとの バンドルなし (自治体IRU地域向け ・マンション向け他)
電話番号	0AB-J番号 (NTT東西の加入電話からポータビリティあり)			
初期費用 (税抜き)	2,800円※(ライトプラン) 36,800円(ライトプラン以外)	3,800円 1,000円(電話工事費) +2,800円(ブロードバンドの初期費用)		800円～30,000円
基本料 (税抜き)	1,950円/月(ライトプラン・3級局) 1,700円/月(3級局)	3,800円/月 500円/月(電話) +3,300円/月(ブロードバンド)	5,700円/月 500円/月(電話) +5,200円/月(ブロードバンド)	1,300円～1,800円/月
通話料 (税抜き)	8.5円/3分(昼間・市内通話) 10.0円/45秒(昼間・県内市外60km～)	8.0円/3分(全国一律)		8.0円/3分程度
緊急通報 (110,118,119)	可能			
接続品質	同等			
局給電	あり	なし (ただし、停電時に電力を供給する機器を提供)		なし
接続できない 番号	—	106(コレクトコール)、114(話中調べ)、136(ナンバー・アナウンス)、 0570(ナビダイヤル等(NTTコミュニケーションズを除く))、 00XY(事業者識別)、0990(ダイヤルQ2:一部を除く)等		

※ 平成22年7月時点でのキャンペーン適用料金。

## ■ 停電対応機器(ルーター用)の例

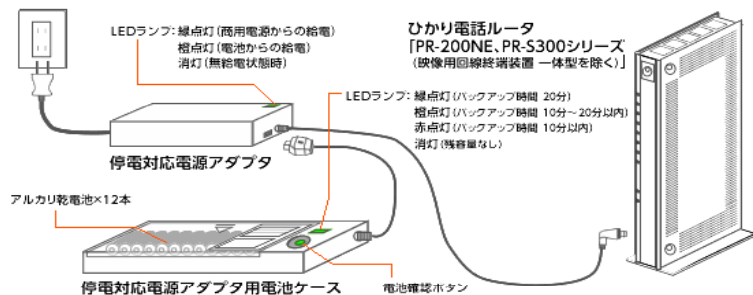
### 【概要】

「ひかり電話」のご利用に際しては、ひかり電話対応ルーターへの給電が必要ですが、今回提供する「ひかり電話停電対応機器」をご利用いただくことで、**停電時においてもひかり電話対応ルーターに給電される\***ため、**約30分間、「ひかり電話」のご利用が可能**となります。

\* 「ひかり電話停電対応機器」はひかり電話対応ルーターに給電するものであり、電話機への給電は行わないため、**停電時には給電を必要としない電話機を接続いただく必要**があります。

### 【価格】

月額 500円(税込み525円)



項目	仕様	
	停電対応電源アダプタ	停電対応電源アダプタ用電池ケース
電源	AC100V(50/60Hz)	単三形アルカリ乾電池×12本 ※お客さまご用意
動作環境	温度:0~40℃、湿度:30~95% ※結露しないこと	温度:0~40℃、湿度:30~95% ※結露しないこと
外形寸法	約135(W)×51(D)×33(H)mm ※コード類、突起部を除く	約222(W)×81(D)×30(H)mm ※コード類、突起部を除く
質量	約250g	約350g ※アルカリ乾電池を除く

出典: <http://flets.com/hikaridenwa/subscription/router.html>  
<http://www.ntt-east.co.jp/release/0709/070919a.html>

## ■ 停電対応機器(ルーター及び電話機用)の例

### 【概要】

「ひかり電話」のご利用に際しては、ひかり電話対応機器等への電源供給が必須となっています。

今回提供する「あんしんホットとサービス(ひかり電話対応)」は、**停電時に電話機やひかり電話対応機器等に給電**するための「無停電電源装置」(以下、UPS)と、4年間の「センドバック保守」(故障した際、故障機の回収に先立ち代替機をお送りする方式)をセットで提供するサービスです。接続される機器に応じて、2種類のプランをご用意します。

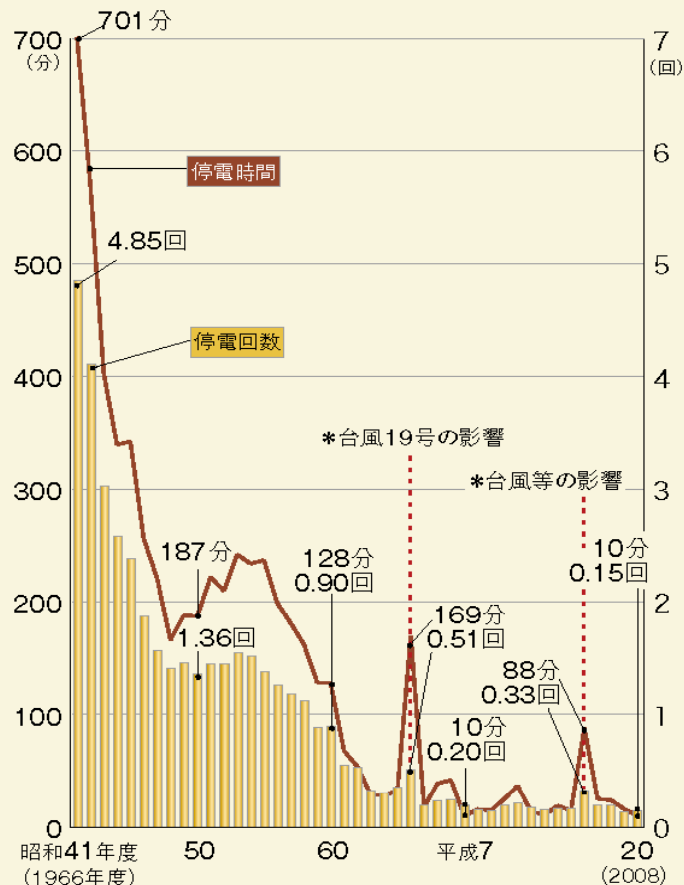
サービス名	「あんしんホットとサービス(ひかり電話対応)」	
プラン	PLAN-A※ (単体電話機、ホームFAX向け)	PLAN-B※ (ホームテレホン向け)
保守	4年間のセンドバック保守	
提供価格	22,050円(税込)	31,500円(税込)

※ PLAN-Aは接続する機器の合計消費電力が33W以内の場合、PLAN-Bは接続する機器の合計消費電力が80W以内の場合、いずれも約30分間、UPSから電話機やひかり電話対応機器等に給電されます。

プラン	PLAN-A	PLAN-B
外観		
外形寸法(mm)	幅:86×高さ:155×奥行:323	幅:117×高さ:163×奥行:356
重さ(kg)	5.5	7.5

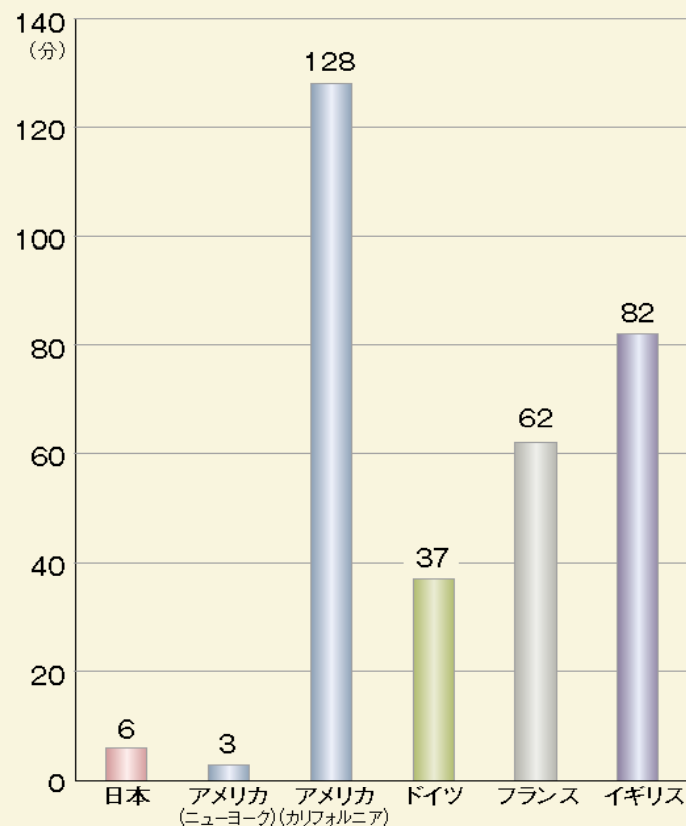
出典: <http://www.ntt-east.co.jp/release/0703/070326b.html>  
<http://www.ntt-f.co.jp/ps/ups/anshin.html>

●お客さま1軒あたりの年間停電回数と  
年間停電時間の推移(作業停電+事故停電)  
[10電力計]



注1: 昭和63年度までは9電力計  
 注2: 停電回数、時間ともに事故停電、作業停電の合計  
 注3: 事故停電のうち「災害」は、台風、高潮、洪水、津波、地震、雪、雹または火災により発生したもので、電気事業法第106条に基づく報告徴収を受けた者について集計  
 電気事業連合会調べ

●お客さま1軒あたりの年間事故停電時間の  
国際比較



注1: 日本は2008年度実績  
 注2: アメリカはニューヨーク、カリフォルニアともに荒天時等を含む2007年実績  
 注3: ドイツは荒天時を含む2006年実績  
 注4: フランスは荒天時を含む2007年実績  
 注5: イギリスは荒天時を含む2007年実績。ただし、計画停電および送電線事故に起因する停電を除く  
 海外電気事業統計2009から

＜主要事業者のサービス※<sup>1</sup>における主な電話番号毎の接続可否＞

	接続可能な番号	一部事業者に対して 接続可能な番号	接続ができない番号
4ケタ番号	0120/0800(フリーダイヤル等)	0570(ナビダイヤル) 0180(テレドーム) 00XY(事業者指定発信)	0990(ダイヤルQ2:一部可能)
番号体系	0AB～J(加入・光IP電話) 050(IP電話:一部不可) 070(PHS) 080/090(携帯電話)		020(ポケベル) 060(UPT)
3ケタ特番	104(番号案内) 110/118/119(緊急通報) 117(時報) 171(災害伝言ダイヤル) 177(天気予報)		106(コレクトコール) 114(話中調べ) 136(ナンバー・アナウンス)

＜主要事業者のサービス※<sup>1</sup>における主なオプション※<sup>2</sup>の利用可否＞

利用可能なオプション	利用できないオプション
ナンバー・ディスプレイ ナンバー・リクエスト※ <sup>3</sup> キャッチホン ボイスワープ※ <sup>4</sup> 迷惑電話お断りサービス	キャッチホンⅡ※ <sup>5</sup> ナンバー・アナウンス※ <sup>6</sup> ネーム・ディスプレイ

※<sup>1</sup> NTT東西(ひかり電話)、KDDI(auひかり 電話サービス)、ソフトバンクテレコム(BBフォン光)、ケイ・オプティコム(eo光電話)。

※<sup>2</sup> NTT東西の加入電話におけるオプション名を記載。

※<sup>3</sup> 発信者番号非通知の相手方に番号を通知してかけ直すようメッセージを流すサービス。

※<sup>4</sup> 転送電話サービス。

※<sup>5</sup> キャッチホンに回答できない場合にセンターからメッセージを流し、かけた相手のメッセージを残せるサービス。

※<sup>6</sup> 不在時にかかってきた電話の日時と電話番号を知らせ、かけ直せるサービス。

# 光IP電話に係る重大事故の発生状況

	事業者名	発生日時	継続時間 (2時間以上)	障害内容	影響地域	影響数等 (3万以上)	原因	発生要因
19 年度	中部テレコミュニケーション(株)	H19.5.14 10:05	2時間45分	IP電話において他事業者との間で 発着信できない状況が発生	愛知県、岐阜県、三重県、 静岡県、長野県	約4万	作業中の設定操作誤り	人為 要因
	東日本電信電話(株)	H19.5.15 18:44	6時間51分	フレッツサービス及びひかり電話 (0AB～J IP電話)の利用ができない 状況が発生	東京 23区、神奈川、千葉、 埼玉エリアを除く 東日本エリア	約239万	IP伝送装置の制御ソフトウェ アの経路制御機能の不具合	設備 要因
	東日本電信電話(株) 西日本電信電話(株) (株)エヌ・ティ・ティエムイー	H19.5.23 6:25	3時間41分	ひかり電話(0AB～J IP電話)にお いてNTT 東西間をまたがる発着信 ができない状況が発生	全国	約318万	中継系呼制御装置の故障	設備 要因
	KDDI(株)	H19.6.13 3:39	42時間43分	ケーブルプラス電話(ケーブルテレ ビ事業者のアクセス回線を利用して 提供しているIP電話サービス)が利 用できない状況が発生	全国 (12 ケーブルテレビ事業者)	約5.8万 (最大)	サーバ切り替え時の不具合	設備 要因
	中部テレコミュニケーション(株) (株)STNet 九州通信ネットワーク(株)	H19.12.20 2:15	2時間59分	IP電話からの国際向け発信ができ ない状況が発生	中部地方 四国地方 九州地方	約25.4万	卸元電気通信事業者の設備 (国際キャリア向け交換機の 共通線設備)の故障	設備 要因
	フュージョンコミュニケーションズ(株) (株)エネルギーコミュニケーションズ*	H20.1.13 7:22	3時間04分	緊急通報サービス、IP電話サービ スが停止	近畿地方 中国地方	約4.1万	ロードバランサーの故障及び 交換設備故障に伴う処理輻 輳	設備 要因
20 年度	九州通信ネットワーク(株)	H20.4.2 1:48	2時間14分	IP電話での緊急通報(110,118,119) 利用不可	九州地方	約15万	緊急通報接続装置の不具合	設備 要因
21 年度	(株)ジェイコム関東	H21.4.1 11:57	2時間57分	インターネット接続サービス及びIP 電話サービスの利用不可	神奈川県の一部	約5.6万	電源設備構成の管理ミスによ る電源供給断	人為 要因
	中部テレコミュニケーショ ン(株)	H21.9.8 9:22	3時間32分	IP電話サービスの利用不可	東海地方	約23万	ネットワーク装置の故障	設備 要因
	東日本電信電話(株)	H21.9.22 5:25	7時間55分	IP電話サービスの利用不可	北海道	約7.4万	保守用装置の異常故障	設備 要因
	KDDI(株)	H21.11.21 15:17	2時間10分	IP電話サービスの利用不可	大阪府の一部	約3.3万	卸電気通信役務提供事業者 内での設備不具合	外的 要因

人為要因: 工事時の作業ミスや、機器の設定誤り等の、主に人為的な要因により発生した事故

設備要因: 機器の動作不良、ソフトウェアバグ、経年劣化等の、主に設備的な要因により発生した事故

外的要因: 自然災害、停電、道路工事や下水道工事等でのケーブル切断、他の電気通信事業者の設備障害等により自己の電気通信役務の提供が停止する等、主に当該電気通信事業者以外の要因により発生した事故

その他: セキュリティインシデント、輻輳(利用者等からの大量データの送信)等の人為的でも設備的でもない要因により発生した事故及び原因が不明・調査中である事故

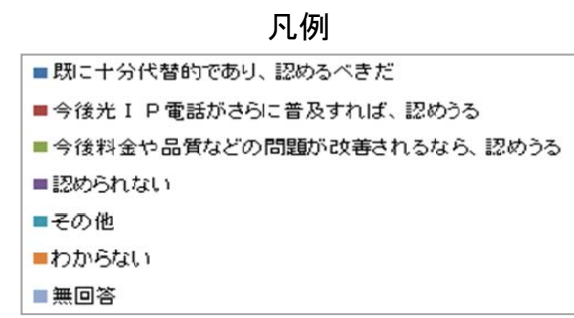
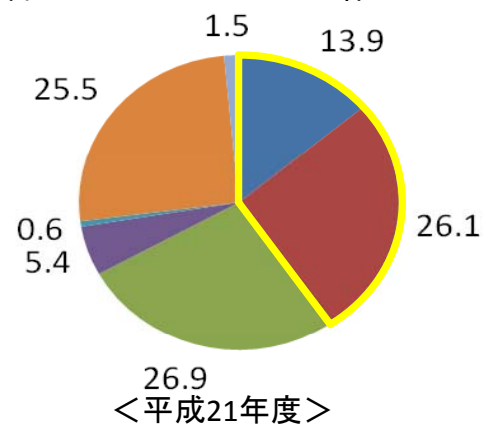
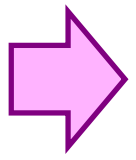
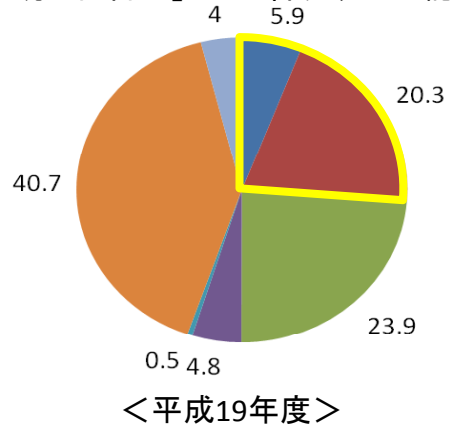
# 光IP電話に対する利用者意識の変化

## ◆ 調査の概要

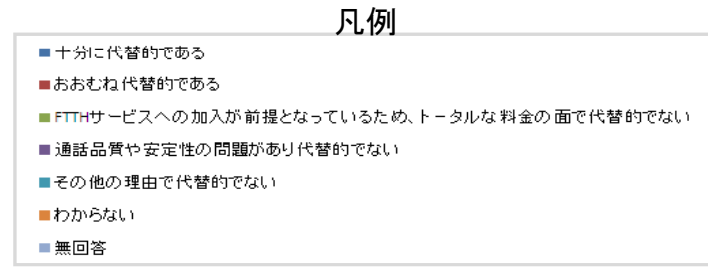
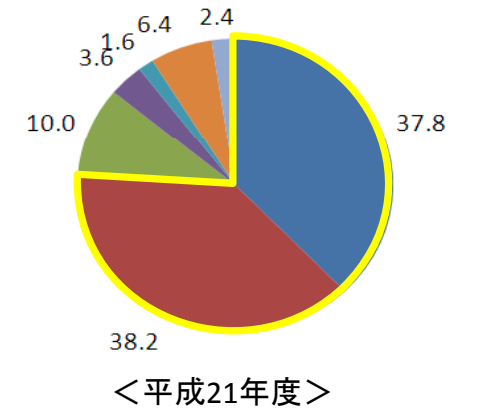
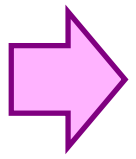
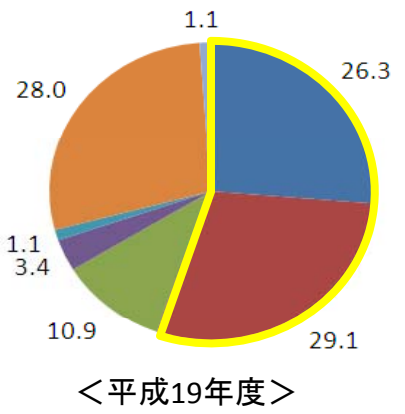
＜平成19年度調査＞  
 調査日時： 平成20年2月  
 調査手法： 郵送  
 サンプル数： 1,090(無作為抽出)

＜平成21年度調査＞  
 平成22年2～3月  
 郵送(インターネット調査も同時に実施)  
 1,030(無作為抽出)

## ◆ 光IP電話を加入電話の代替サービスとしてユニバーサルサービスに含めうるか ⇒「既に代替的」又は「普及すれば認めうる」との回答が26.3%から40.0%に増加



## ◆ 光IP電話が加入電話に代替的か(光IP電話利用者のみ) ⇒「十分に代替的」又は「おおむね代替的」との回答が55.4%から76.0%に増加



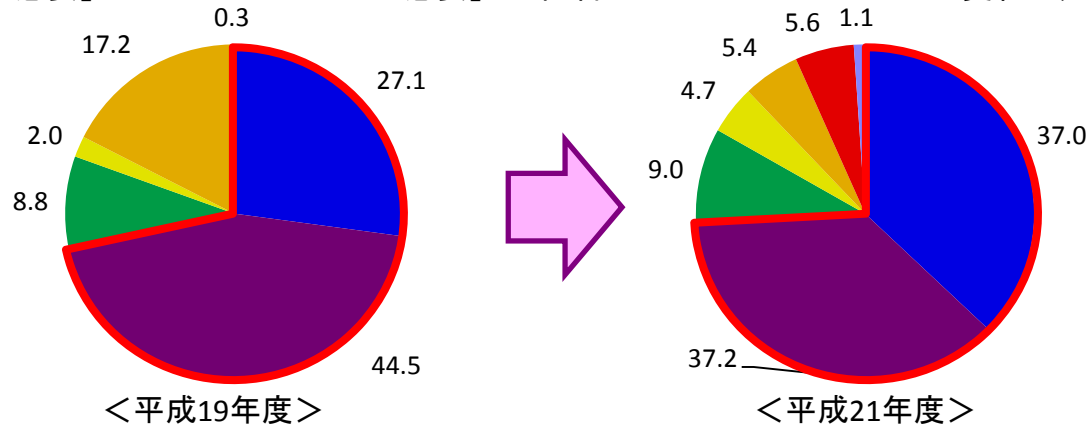


## ◆ 調査の概要

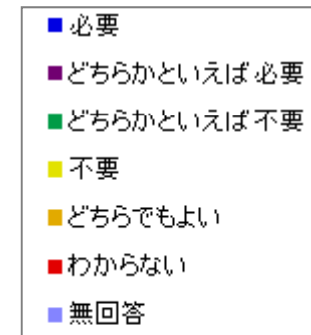
	<平成19年度調査>	<平成21年度調査>
調査日時:	平成20年2月	平成22年2～3月
調査手法:	郵送	郵送(インターネット調査も同時に実施)
サンプル数:	1,090(無作為抽出)	1,030(無作為抽出)

## ◆ 公衆電話を今後もユニバーサルサービスとすることが必要か

⇒「必要」又は「どちらかといえば必要」との回答は71.6%から74.2%とほぼ変わらず

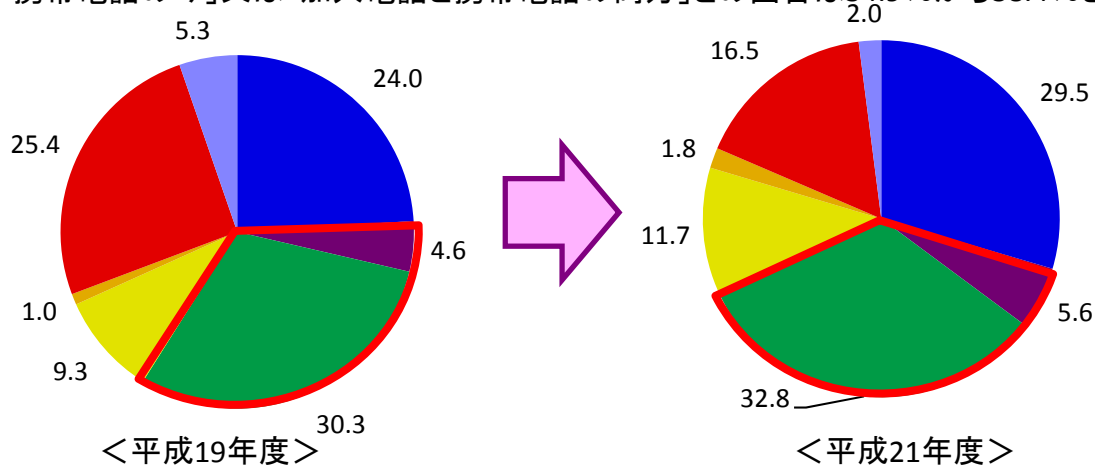


### 凡例

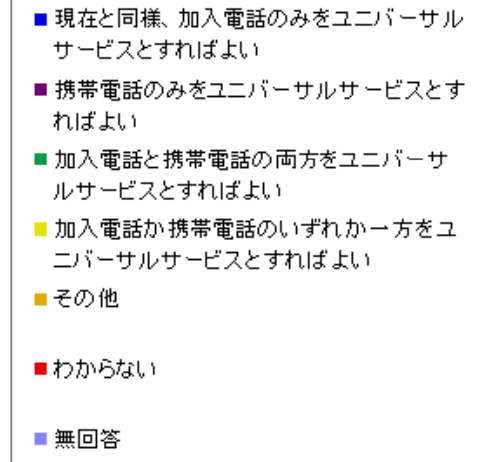


## ◆ 携帯電話の品質等が現状通りの場合、ユニバーサルサービスの対象をどうすべきか

⇒「携帯電話のみ」又は「加入電話と携帯電話の両方」との回答は34.9%から38.4%とほぼ変わらず



### 凡例



# FTTH等とセットで契約せずに利用できる光IP電話サービス(例)

(各料金は光IP電話を単独で契約する場合の税別料金)

対象	電気通信事業者名	光IP電話サービス名	初期費用	基本料	固定電話向け通話料 ・区域設定		備考
自治体IRU 地域向け	東日本電信電話(株)	IP通信網サービス <sup>注1</sup>	13,000円	1,800円/月	8円/3分	全国一律	一部自治体にて提供(岩手県住田町の料金)
	西日本電信電話(株)	フレッツ・光マイタウンファミリー・ライト <sup>注1</sup>	800円	1,560円/月 <sup>注2</sup>	8円/3分	全国一律	一部自治体にて提供(岡山県真庭市の料金)
	ソフトバンクテレコム(株)	BBフォン光シティ	3,000円	1,550円/月	7.99円/3分	全国一律	岡山県新見市で提供
マンション向け	KDDI(株)	auひかり 電話サービス	18,000~ 20,000円 <sup>注3</sup>	1,400円/月	8円/3分	全国一律	
	(株)STNet	ピカラ光でんわ <sup>注4</sup>	25,000円	1,300円/月	8円/3分	全国一律	
対象非限定	(株)ケイ・オプティコム	eo光電話	30,000円 <sup>注5</sup>	1,323円/月 <sup>注6</sup>	7.4円/3分	近畿2府4県内 一般電話	
					8円/3分	近畿2府4県外 一般電話	

注1: インターネットには接続できないが、0AB~J-IP電話サービスとIP告知サービスが利用可能なFTTHサービス。

注2: NTT西日本に対し、真庭市がうち200円/月を負担。また、真庭市の提供する市内無料電話(476円/月)の加入が必須であり、料金請求書を郵送により送付する場合は500円/月の追加料金が必要。

注3: キャンペーン中につき無料(2010.6.1~8.31)。

注4: STNetの光ファイバが既に引き込まれているマンション等のみ提供。

注5: 工事費及び事務手数料の合計。

注6: アダプタ利用料金を含む。

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース合同ヒアリング説明資料

(2010年4月20日 日本電信電話株式会社)

- ⑤ 光サービスについて、インターネットの低利用ユーザの開拓を進めるなど、更なる需要喚起に向けて、**準定額型サービス**など一層使い易い料金にしていく。

## ダイヤルアップ接続サービスにおける準定額型・定額型サービスの例

### ■ 準定額型

#### 【i・アイプラン】

月々定額料をお支払いいただくことにより、お客さまにあらかじめお選びいただいた同一区域内の1つの電話番号への通信が一定額分までご利用いただける月極の通信料金割引サービスです。なお、一定額分を越えた通信は通常料金となります。

#### ● i・アイプラン400

月額定額料400円(税込420円)をお支払いいただくと、お選びいただいた同一区域内の1電話番号への月額通信料のうち1,000円(税込1,050円)分までご利用できます。

定額料  
400円(税込420円) / 月

最大約600円  
(税込630円)  
おトク!

1,000円(税込1,050円) / 月分まで利用可能

出典: [http://web116.jp/shop/waribiki/ip/ip\\_00.html](http://web116.jp/shop/waribiki/ip/ip_00.html)

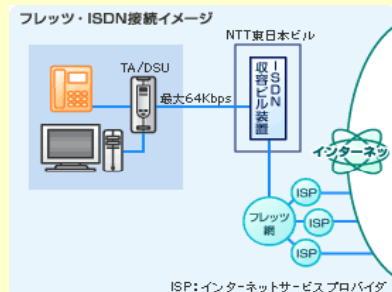
### ■ 定額型

#### 【フレッツ・ISDN】

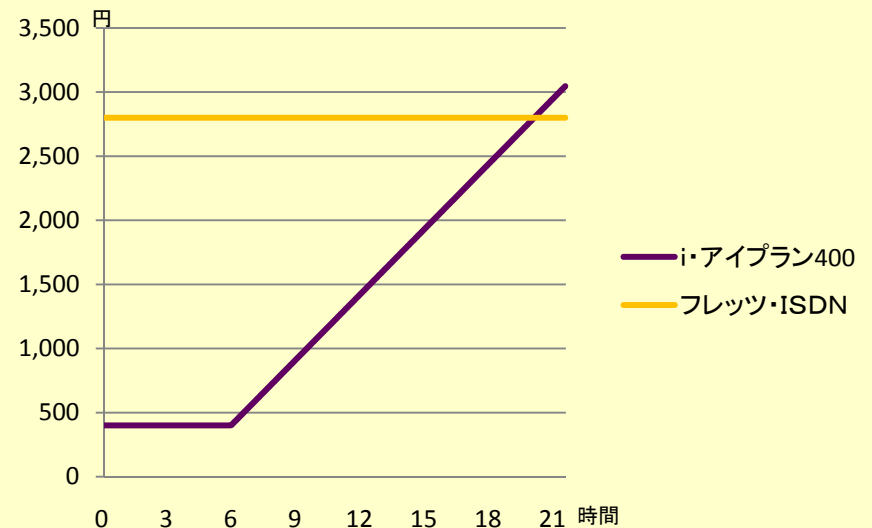
フレッツ・ISDNは、インターネットなどへ接続する際の通信料が定額となるサービスです。ISDN回線を使って手軽にインターネットにアクセスできます。

月額利用料 2,800円(税込2,940円)

出典: [http://fleets.com/isdn/s\\_outline.html](http://fleets.com/isdn/s_outline.html)



### ■ 通信料(税抜き)



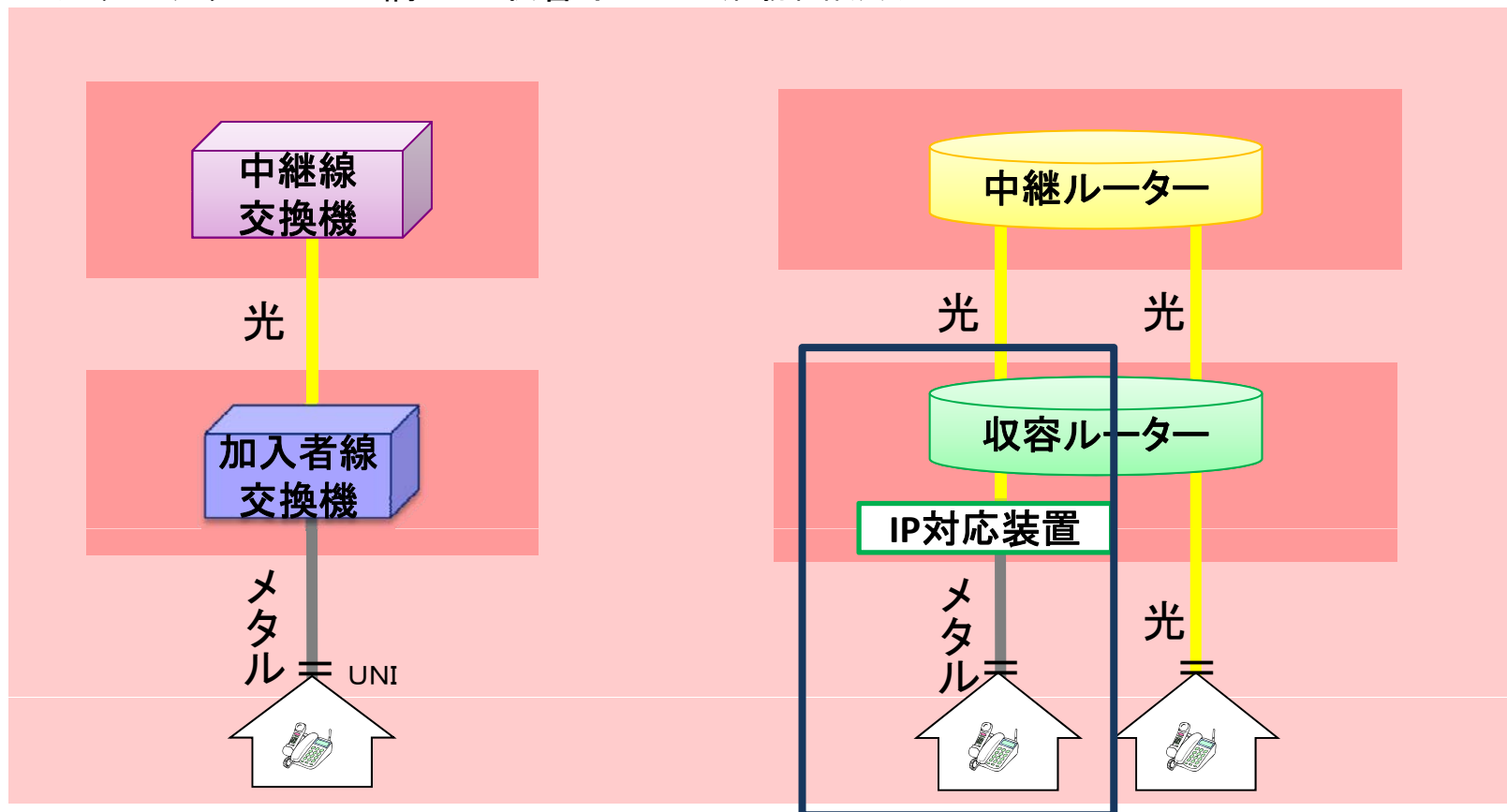
注: 昼間・夜間帯(朝8時~夜11時)に、3分単位で利用した場合の料金をグラフ化

新たな中期経営戦略 (2008年5月13日 日本電信電話株式会社)

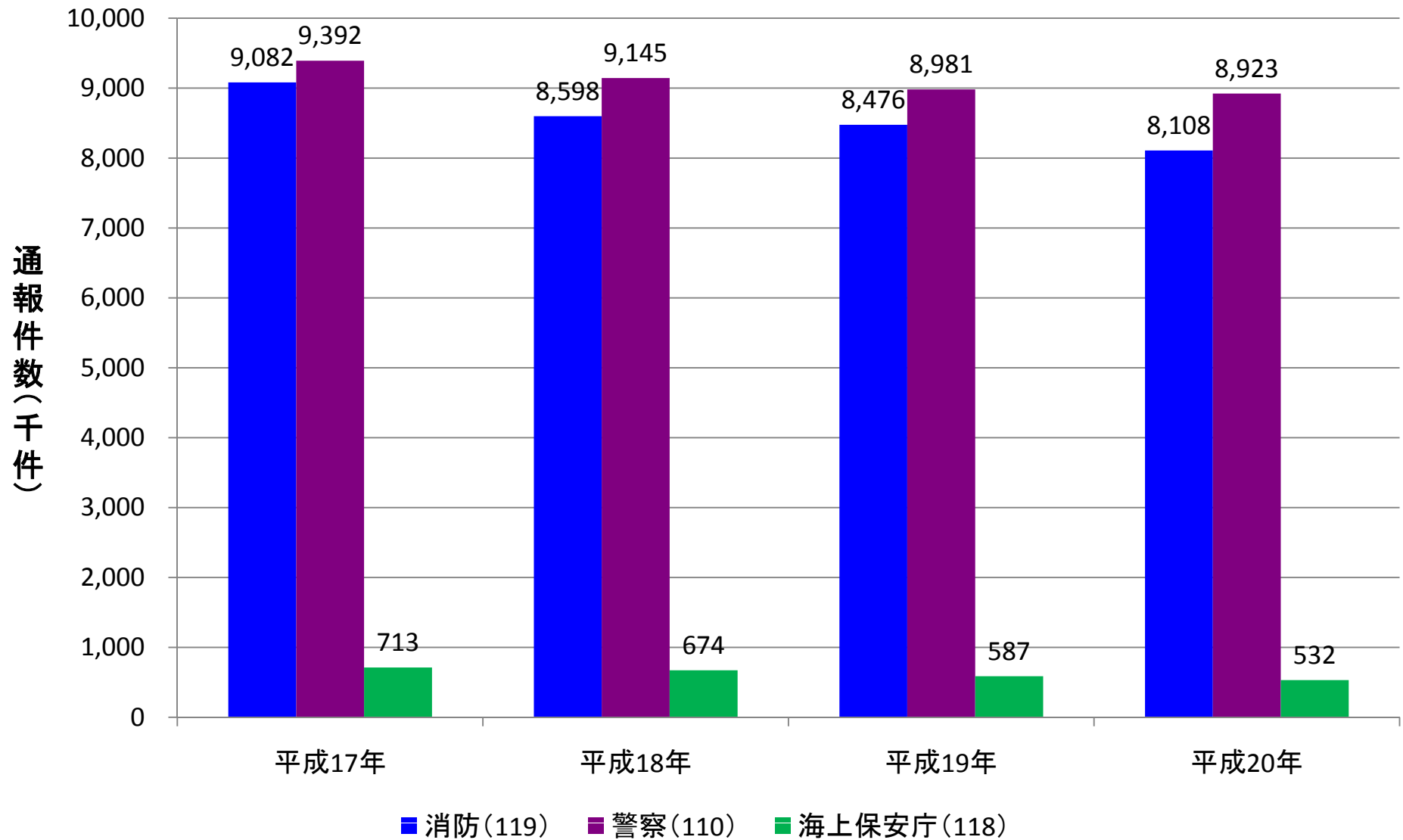
PSTNユーザのマイグレーションについては、下記の課題等を検討の上、2010年度に概括的展望を公表。

- ・PSTNの交換機(D70・新ノード)の活用可能期間
- ・光化エリアにおけるメタルアクセスのIP対応装置によるNGN収容と電話サービスの光アクセスによるNGN収容の経済性比較
- ・マイラインやユニバーサルサービス基金といった固定電話における制度
- ・政府・自治体によるデジタルデバイド対策の方向性 等

＜メタルアクセスのIP網への収容イメージ(総務省作成)＞

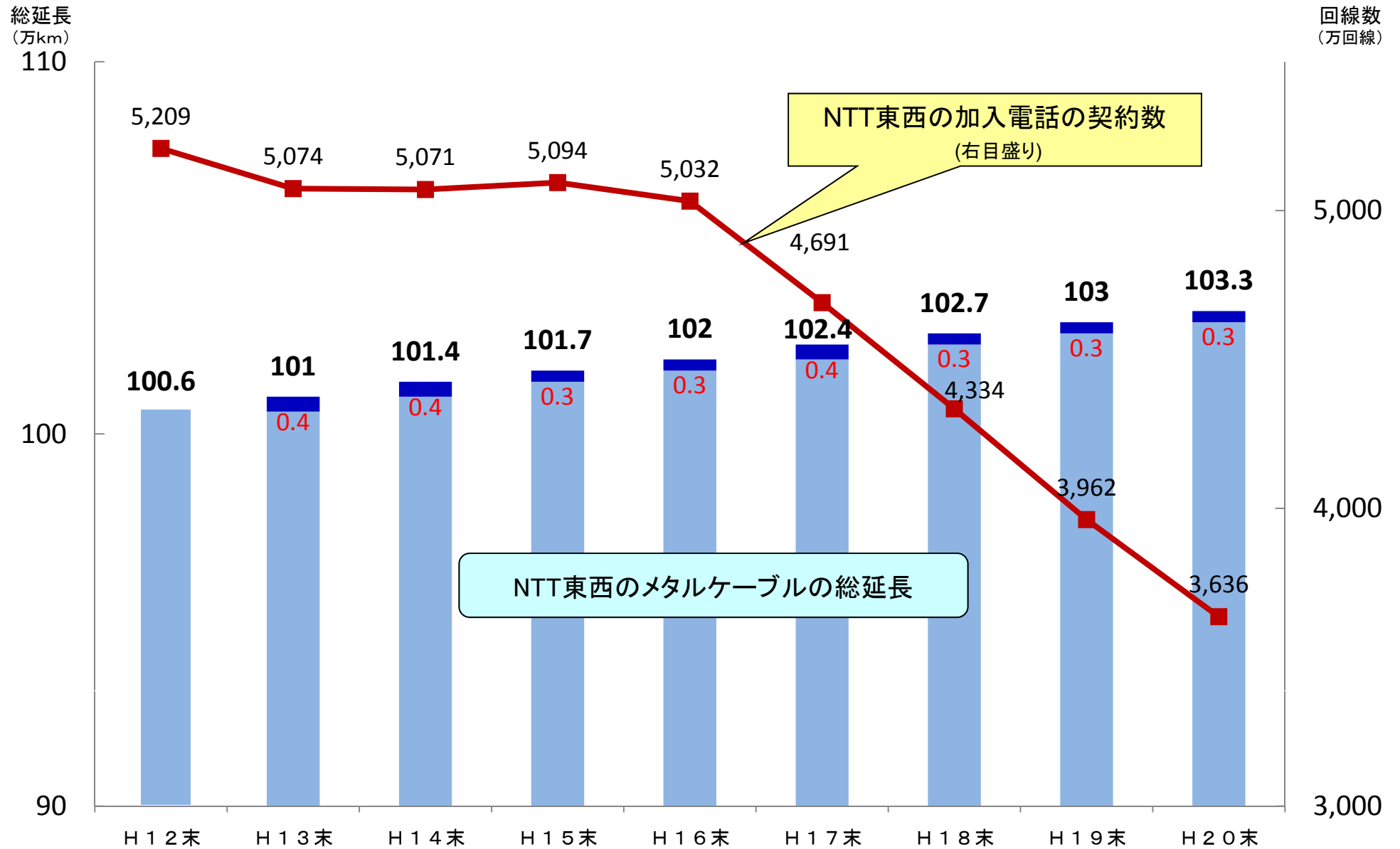


# 緊急通報件数の推移



注) 総通報件数(各緊急通報機関に呼が接続された件数)の推移。

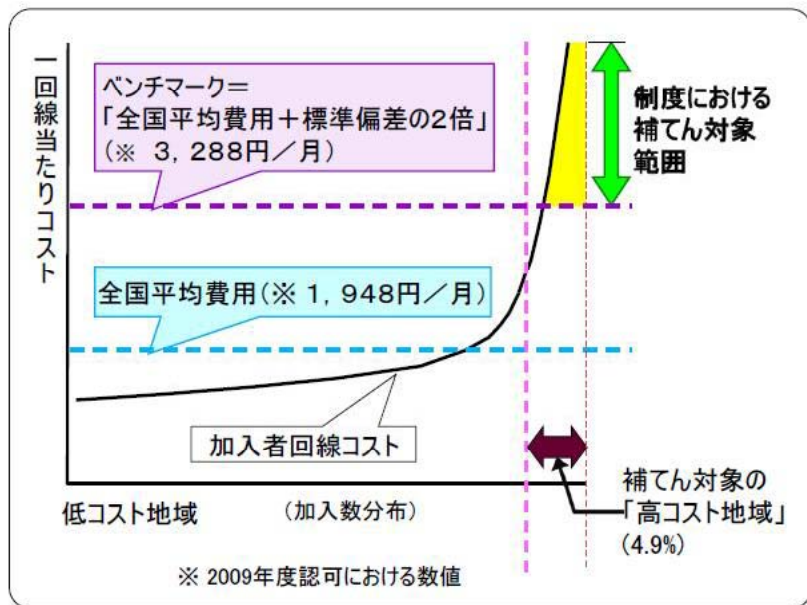
# 加入系メタルケーブル総延長及び加入電話契約数の推移



- 適格電気通信事業者であるNTT東西が高コスト地域においてユニバーサルサービスを提供するコストの一部を補てん。
- 補てんの対象となる「高コスト地域」は、外国の例も参考に、著しく高コストの地域で、競争事業者が参入を見合わせると想定される「上位4.9%の高コスト加入者回線が属する地域」。
- 第一種公衆電話は、すべての電話局で赤字であるため、補てん対象地域の特定は行わず、全電話局が補てん対象。
- 補てん対象額の算定には、実際にかかったコストではなく、NTT東西の非効率性を排除しやすいとの理由から、長期増分費用(LRIC)方式によって算定されたコストを使用。

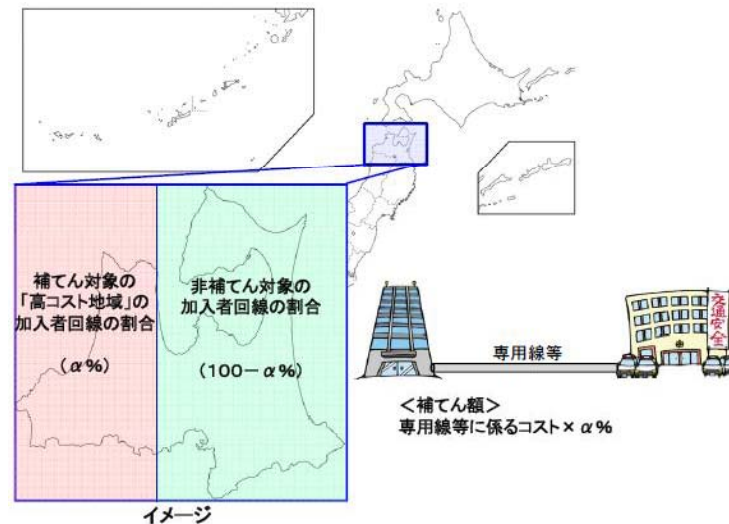
## ①【加入電話:加入者回線アクセス】

加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線について、長期増分費用モデルで算出した回線原価と一定基準原価の差額（ベンチマーク方式）



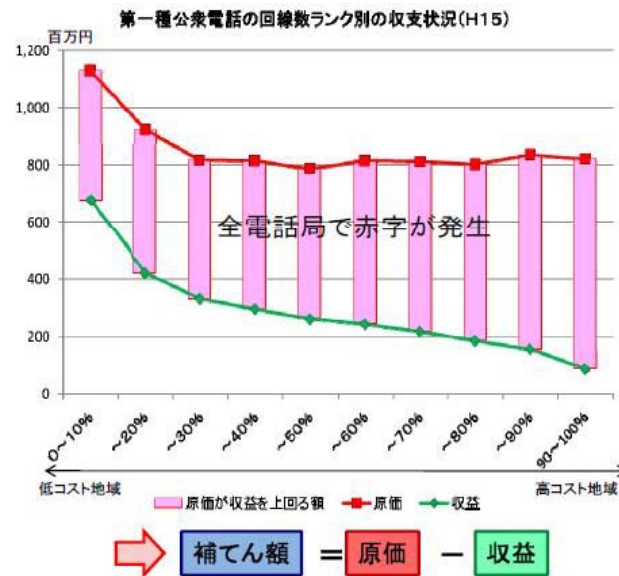
## ②【加入電話:緊急通報】

加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線に対応した緊急通報繋ぎこみ回線に係る原価

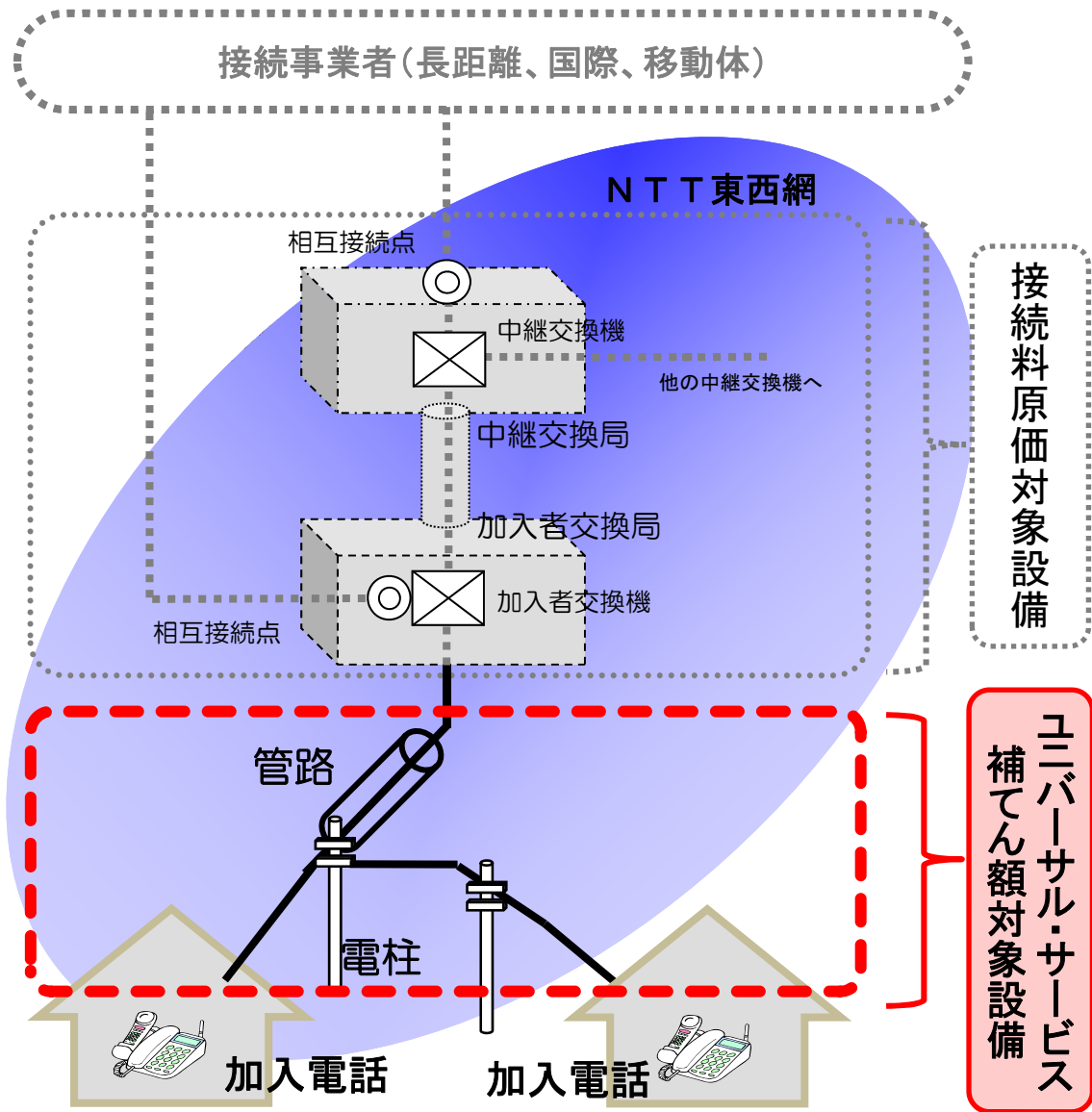


## ③【第一種公衆電話】

全国の第一種公衆電話に係る原価と収益の差額（相殺型の収入費用方式）



ユニバーサルサービス制度における補てん額の算定には、**長期増分費用(LRIC※)モデル**を用いている。(※ LRIC: Long-Run Incremental Costs)



### LRICモデル

NTT東西の固定電話ネットワークと同等の規模のネットワークを、最新の技術を用いて最も効率的に、仮想的に構築するコンピュータプログラム。独占的な地域通信網の非効率性を排除するための手法の一つ。

<前提条件>

- 設備の構成、スペック、単価 ⇒ 事業者提案
- 局舎の位置、数 ⇒ NTT東西と同様

↓

毎年度、最新の需要(加入者数等)、単価等を入力し、年間コストを計算。

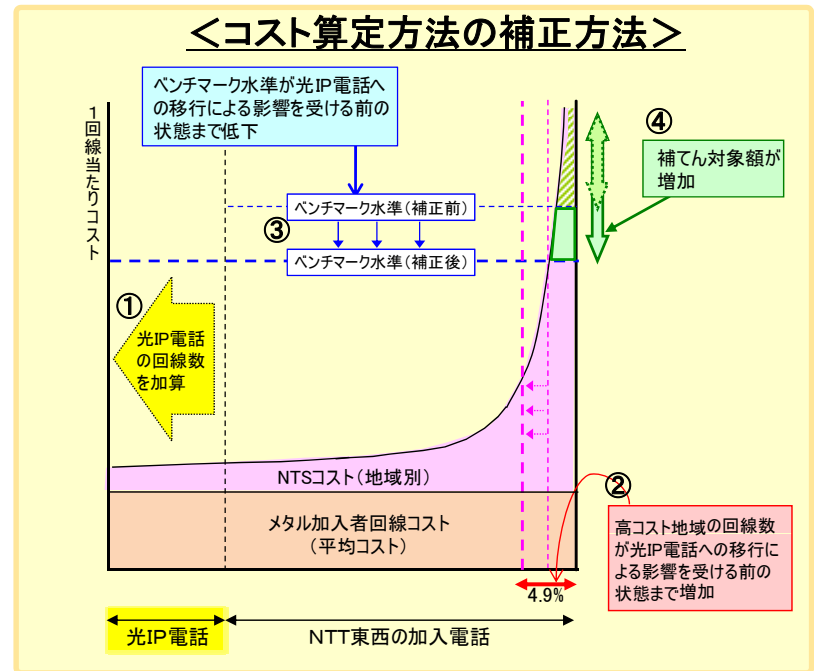
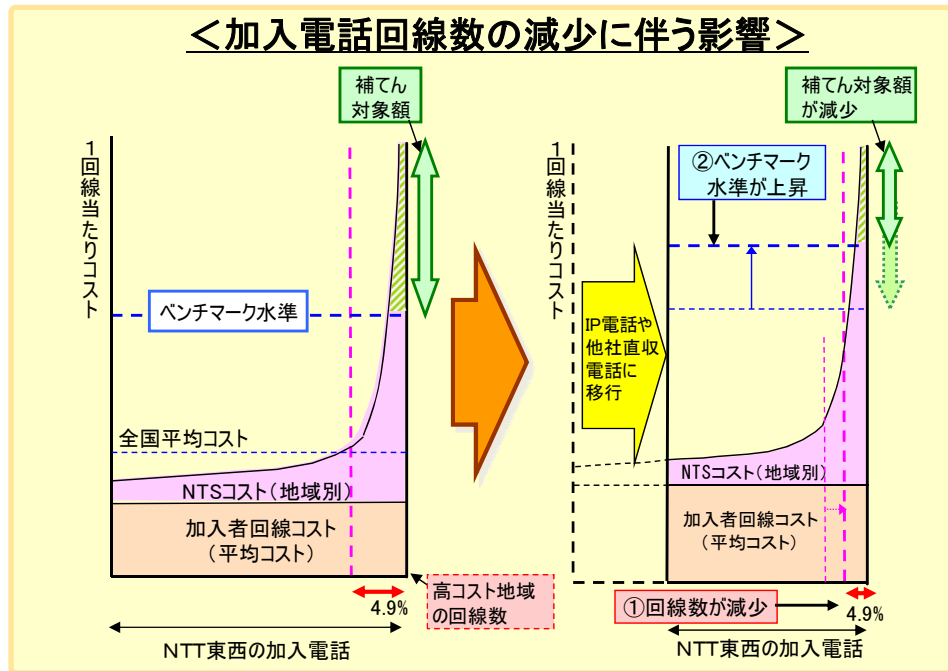
↓

接続料原価やユニバーサルサービス制度における補てん額を算定。



## 概要

- ・IP化の進展に伴い、都市部を中心に加入電話から光IP電話への移行が進展することに伴い、低コストの回線が減少することで、全国平均費用が上昇し、これによって、下の左図のようにベンチマーク水準も上昇し、補てん額が減少するという影響が発生。
- ・このIP化の進展に伴う影響に対しては、平成20年12月の情報通信審議会答申において、「光IP電話がまだユニバーサルサービスに位置づけられず、加入者回線を撤去できない過渡期的な状況においては、高コスト地域における加入電話の維持を図るためには、光IP電話への移行に伴う補てん対象額の減少を補正する必要」があり、「加入電話から光IP電話に移行した回線数を加入者回線数に加算するという補正を行うことが適当」とされ、答申を踏まえ、平成21年5月に関係省令を改正。
- ・同省令に基づく補てん額の算定方法の補正(下の右図)が、平成21年度の交付金・負担金の認可から導入。



## 見直し結果 (平成21年度認可)

(単位: 万回線、百万円)

	補正前回線数 (A)	補正回線数 (B)	補正後回線数 (A+B)	補てん対象額の 増加額
合計	3,799	686	4,485	536